

AA通信

2010年(平成22年)5月1日 第20号

未来の安心のために、
不動産と相続の問題解決について、
提案、実行致します。



株式会社 アセット・アドバイザー

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイメナー865号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp
ホームページ : http://www.asset-adv.co.jp/



アセットアドバイザー 検索

通信トピックス

～ 相続税改正に関する話 ～

相続税の改正については、自民党政権でも与党税制改正大綱に明記され、改正の方向性について話題になる事が多くありました。

“ZAITEN”(旧:財界展望)の4月号に、民主党政権になり、自民党時代と大きく方向が変わっている、との特集記事がありました。今回はその内容をお知らせします。

相続税の課税方法に対する考え方は大きく二つあります。相続人が相続した遺産を基準に課税する「遺産取得課税方式」と、被相続人が残した遺産を基準に課税する「遺産税方式」です。日本では、戦前の家督相続であった時代には「遺産税方式」が採られていましたが、戦後、民法が均分相続に代わり、税法も「遺産取得課税方式」が採られました。その後、農業等の事業承継の観点から改正がされ、現在の課税方式になっています。

現在の相続税の計算方法は少し複雑です。被相続人の遺産(課税財産)から、基礎控除(5000万円+相続人の数×1000万円)を差し引いて、残りを相続人が均分相続したと仮定して、相続人個々の相続税額を算出します。次に、その個々の相続税額を合算して相続税額の総額を算出します。この総額を、

実際に遺産を相続した割合に応じた案分し、個々が相続税を負担するという事になっています。

しかしこの方式では、相続する遺産が同額でも、遺産の総額によって相続税が異なるという問題がありました。被相続人の遺産を兄弟二人が相続する場合を例にしてみると、例えば、基礎控除後の課税財産の総額が10億円の場合、相続税の総額は4億600万円になります。そのうち一人が9億円を相続した場合、3億6540万円の相続税を負担することになり、残る1億円を相続した方は、4060万円の相続税を負担することになります。これに対して、基礎控除後の課税財産の総額が2億円であった場合、相続税の総額は4600万円であり、兄弟が1億円づつ均分相続した場合には、相続税の負担額は2300万円になります。

上記の例を単純比較すると、同じ1億円を相続した相続人の負担する相続税が、4060万円と2300万円と大きく異なってしまいます。同様に、基礎控除を超える遺産と、範囲内の遺産の場合で単純比較すれば、相続税の負担の有無という問題にもなっていました。

今迄の相続税改正議論の方向性は、こうした不公平感を無くすため、

この「遺産取得課税方式」を、ある意味で強調することが議論の中心でした。これに対して、民主党の考えは大きく違うようです。昨年末に出された政府税制改正大綱には、「本人の努力とは関係ない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべき」と記載されています。すなわち「富の再配分」から「富の社会還元」という考えに移行する中で、具体的には、基礎控除額を引き下げて課税の対象を広げ、課税方式を被相続人の遺産に課税する遺産税方式に切り替え、その財源を高齢者の年金等の財源にしようとの構想のようだと記事にはありました。

まだまだ詳細は検討されてはいないようですが、「富の社会還元」という観点から、寄付税制の抜本的な見直しを検討する中で、財産を残す方だけでなく、遺産を受ける方にも寄付を働きかけていく方向で、併せて相続税や贈与税の在り方を見直しするという考え方のようです。

巷では、5月末に決着すると明言された普天間基地の問題が大きく報道されていますが、同じく5月には寄付税制の見直し案が出され、これが基本となって相続税や贈与税改正の議論がなされる様です。注目して参りたいと思います。

通信トピックス

～ 中国革命を無欲で支えた日本人の話 ～

前回に続き中国関連の話題です。但し、前回とは全く逆で、日中友好に関する話です。日比谷公園の中にレストラン松本楼があります。松本楼の現社長婦人の祖父である梅屋庄吉氏は、中国の封建王朝に終止符を打ち、革命の父と呼ばれた孫文を、日本から資金面、精神面で支えた方です。庄吉氏のひ孫にあたる小坂文乃さんの講演を聴きました。孫文と香港で出会った庄吉は、孫文の革命への熱意に意気投合し「君は兵を挙げよ、我は財をもって支援す」と約束、生涯その約束を守ります。帰国後、映画会社(後の日活)を設立し、得た財を孫文の革命資金に提供しました。拳兵に失敗し、日本に逃亡した時には助け、更には、宋慶齡(後の

中華人民共和国副主席であり蒋介石の妻、美齡の姉)との結婚に、妻トクと尽力し、孫文の死後も日中友好に奔走しました。しかし、日中が戦争に向かう中、日中友好に尽力する庄吉は売国奴と呼ばれ、これらの功績は、家族を想う庄吉の遺言により一度は封印されました。二人が出会ってから100年近くを経て、庄吉と孫文の親交は日中両国が理解することとなり、2008年5月に胡錦濤国家主席が来日した際、最初に訪れ、当時の福田首相と会食をした場所が松本楼でした。数々の資料を双方が確認した中で、「日中友好 世世代代」と国家主席が言葉を残されたといひます。文乃さんは、上海国際博覧会の日本館会場で、二人の足跡をたどる映像と展示品を用意して「孫文と梅屋庄吉展」を開催します。万博へ行かれる方は、是非、ご覧戴ければと思います。参考:「革命をプロデュースした日本人」(小坂文乃著:講談社)

お知らせ

(株)アセット・アドバイザーでは、「毎月第三土曜日に無料相談会」を開催しています。「土地建物」や「相続対策」でお困りの方、是非、ご活用下さい。次回は5月15日。時間は午前10時から午後4時まで、ご予約のうえお越し下さい。